

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

信用リスク・アセットの額は、先進的内部格付手法を用いて算出しております。

■自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2015年3月末	経過措置による 不算入額	2016年3月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	292,055	/	295,017	/
うち、資本金及び資本剰余金の額	170,000	/	170,000	/
うち、利益剰余金の額	139,535	/	144,777	/
うち、自己株式の額(△)	—	/	—	/
うち、社外流出予定額(△)	17,480	/	19,760	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—	/
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	/	—	/
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	104	/	115	/
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	104	/	115	/
うち、適格引当金コア資本算入額	—	/	—	/
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	135,500	/	99,500	/
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	/	—	/
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 427,660	/	394,632	/
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	367	1,471	750	1,125
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	367	1,471	750	1,125
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	8,248	—	7,138	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	3,924	—	3,653	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	1,035	4,142	2,842	4,264
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 13,576	/	14,385	/
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 414,083	/	380,246	/

(単位：百万円、%)

項目	2015年3月末	経過措置による 不算入額	2016年3月末	経過措置による 不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	2,572,076	/	2,324,534	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,613	/	5,390	/
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るものを除く。)	1,471	/	1,125	/
うち、繰延税金資産	—	/	—	/
うち、前払年金費用	4,142	/	4,264	/
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	/	—	/
うち、上記以外に該当するものの額	—	/	—	/
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,338	/	29,738	/
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して 得た額	240,179	/	232,130	/
信用リスク・アセット調整額	79,815	/	172,963	/
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	/	—	/
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 2,902,410	/	2,759,366	/
自己資本比率				
自己資本比率((八)/ (二))	14.26	/	13.78	/

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	255,400	228,681
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	1,163	1,241
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	251,792	225,693
事業法人向けエクスポージャー(注3)	116,722	118,890
ソブリン向けエクスポージャー	1,913	1,684
金融機関等向けエクスポージャー	1,341	1,775
居住用不動産向けエクスポージャー	97,850	67,270
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	3,862	3,954
その他リテール向けエクスポージャー	19,569	18,296
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	10,531	13,822
証券化エクスポージャー	2,444	1,746
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	9,435	10,750
マーケット・ベース方式(簡易手法)	1,251	2,065
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—	—
PD/LGD方式	8,030	8,531
他の金融機関等の資本調達手段のうち普通株式等以外のものに係るエクスポージャー	—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	153	153
その他	—	—
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	2,911	7,447
CVAリスクに係る所要自己資本の額	200	567
中央清算機関関連エクスポージャーに係る所要自己資本の額	0	1
計	267,948	247,448

- (注) 1. 標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。
 2. 内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリング・ファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+コア資本に係る調整項目の額」により算出しております。
 3. 「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
 4. 「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産等が含まれております。
 5. 当社では、内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
標準的方式	827	2,379
金利リスク	394	268
株式リスク	—	—
外国為替リスク	8	6
コモディティ・リスク	—	—
オプション取引	424	2,103

- (注) 1. マーケット・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社では、内部モデル方式は採用しておりません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
粗利益配分手法	19,214	18,570

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社では、基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

■単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2015年3月末	2016年3月末
単体総所要自己資本額	232,192	220,749

- (注) 1. 自己資本比率算出上の分母の額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社は国内基準行ですが、内部格付手法を採用しているため、8%を乗じて算出しております。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりであります。

■株式等の状況

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (百万円)	配当率又は利率 (公表されている ものに限る)	他の種類の資本調達手段への 転換に係る特約がある場合 その概要
埼玉りそな銀行	普通株式	295,017	—	—

■劣後債務の状況

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注) (百万円)	配当率又は利率 (公表されているものに限る)	償還期限	一定の事由が生じた場合に 償還等を可能とする特約が ある場合その概要	ステップ・アップ金利等に 係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約が ある場合その概要
埼玉りそな銀行	第3回期限前 償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	50,000	固定から固定 1.45% /5年円SWAP +0.93%	2021年 10月19日	償還可能日：2016年10月19日 利払日 償還金額：全部	—
埼玉りそな銀行	第4回期限前 償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)	25,000	固定から固定 1.24% /5年円SWAP +0.84%	2022年 7月27日	償還可能日：2017年7月27日 利払日 償還金額：全部	—
埼玉りそな銀行	りそなホール ディングスと の相対取引に よる永久劣後 ローン借入	24,500	—	—	償還可能日：2009年3月31日 以降任意の日 償還金額：全部又は一部	ステップ・アップ金利に係る 特約あり

(注) 自己資本比率告示附則(2013年金融庁告示第6号)第3条に定める資本調達手段に係る経過措置による算入制限を考慮する前の金額を記載しております。

※ より詳しい内容は、りそなホールディングスのホームページ (<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/basel3/>) をご参照ください。